

規制改革・民間開放推進会議 官業民間開放WG ヒアリング調査票

〔所管省庁名：農林水産省〕

【事務・事業名】	品種登録、原原種生産
1. 根拠法令	種苗法、独立行政法人種苗管理法
2. 実施主体	国、独立行政法人種苗管理センター
3. 従事者数	210名(国 32名、(独)種苗管理センター 178名(併任含む)) (平成18年度)
4. 予算額	4.6億円(国 0.5億円、(独)種苗管理センター 4.1億円) (平成18年度)
5. 事務・事業の内容	<p>○品種登録 植物新品種の育成者の権利を保護するため、品種登録を行い育成者権を付与するもの。</p> <p>○原原種生産 我が国唯一の国内検疫植物であるばれいしょの健全無病な原原種を安定的に生産・配布するもの。</p>
6. 民間開放の状況	<p>○品種登録 平成18年度は民間でも実施可能な栽培試験について公募し、27品種について4機関から応募があり、委託している。</p> <p>○原原種生産 民間参入の規制は特になし(マイクロチューバー方式での生産で1企業が商業化)。</p>
7. 当該事務事業を廃止した場合の影響	<p>○品種登録 品種登録制度は、国際条約に基づき締結国が各国内法(日本は種苗法)により、植物新品種の育成者に対し知的財産権である育成者権を与えるもの。本事業を廃止すると我が国では当該権利が取得及び保護されないこととなり、新品種の育成及び海外からの導入に重大な支障が生じ、我が国農業、食品産業、種苗産業及び研究開発の国際競争力が低下する。</p> <p>○原原種生産 我が国の畑作振興上きわめて重要なばれいしょの安定生産に支障を来し、国民の食生活に多大な影響及ぼすこととなる。</p>
8. 更なる民間開放についての見解	<p>○品種登録 ・品種登録に関する業務は、出願された品種について、他の者の利用を排除する強力な排他的独占権である育成者権を付与するもの。とりわけ、品種登録の審査は、出願された品種について排他的独占権を付与するかどうかの判断を行う業務であることから、高いレベルの公正性及び中立性が求められる。したがって、国の機関において事務を行うことが適当である。</p> <p>・品種登録に関する出願受理、方式審査、名称審査、栽培試験による特性調査、総合審査、登録等の業務は、個々の出願に対し育成者権を付与する上で一体不可分の業務であり、効率的な運営体制を構築して実施していくことが必要である。</p> <p>・品種登録においては、出願された品種(植物体)を栽培して、対照品種(最も類似している品種)と比較しながら、品種特性を調査する栽培試験を実施しているが、その実施に当たっては、権利対象の植物を扱うため、守秘義務が徹底され、かつ、中立性及び公正性が担保される条件の下で、全国的に整備された施設を活用して一定の技術水準のある種苗管理センターが実施することが最も適切であるが、これら条件を満たすような民間に対しては、民間で栽培試験が可能な品種についてその業務を開放していくことは可能と考えている。</p> <p>○原原種生産 民間参入の規制は特になし。</p>
9. 個別の質問項目	<p>○品種登録 ①品種登録に関する一連の事務の流れ、要する期間及びその理由について教示願いたい。この流れの中で、どのタイミングでいかなる政策判断等がなされ、それに基づきいかなる事務が発生するか、どの程度の事務量となるかも併せてご教示願いたい。</p>

規制改革・民間開放推進会議 官業民間開放WG ヒアリング調査票

[所管省庁名： 農林水産省]

【事務・事業名】

品種登録、原原種生産

●事務の流れについては別紙1のとおり。出願から登録までに要する平均審査期間については、平成17年度で3.2年。出願品種については、区別性・均一性・安定性、未譲渡性の要件や名称等について要件を満たさない場合は拒絶しなくてはならず、常に育成者権の付与を行うか否かという判断を伴う業務である。事務量については、出願件数が毎年増加しており、平成17年度で、出願件数1,385件、登録件数1,110件、拒絶・取下げ等141件である。

②品種登録に至るまでの期間短縮の可否、不可であればその理由について教示願いたい。
●平均審査期間については、平成9年度の4.1年から平成17年度には3.2年に短縮してきている。

●さらに、内閣総理大臣を本部長とする食料・農業・農村政策推進本部および知的財産戦略本部により決定された「21世紀新農政2006」、「知的財産推進計画2006」において、平成20年度までに平均審査期間を2.5年に短縮するという目標を掲げているところであり、審査システムのIT化、海外との審査協力協定による審査基準の統一、栽培試験データの相互利用等を進めている。

③現状の審査基準及び審査方法について、教示願いたい。併せて、審査方法に関するDNA鑑定への導入について教示願いたい。

●審査基準には、以下の種類がある。

1)植物の特性審査の基準として

ア UPOV(植物の新品種の保護に関する国際条約)の一般指針に基づいた、すべての植物の種類に適用される一般基準

区別性、均一性及び安定性の審査のために用いられる。

イ 植物の種類ごとの重要な形質を踏まえて適用される審査基準

平成17年度末までに493種類の審査基準が作成されている。

2)UPOVの名称審査指針に基づいた品種名称審査基準

●特性にかかる審査方法は、出願された品種に対し、審査基準に基づき試験区や株数を設定し、対照品種及び標準品種を同時に栽培し、質的(連続変異しない花の色など)・量的(長さなど)等の形質について肉眼観察、機器計測、統計処理等により計測し、区別性、均一性及び安定性を判定している。

●品種審査へのDNA鑑定への導入については、UPOV同盟で多面的に検討されているが、現在までのところ、DNA分析結果と表現形質との間の相関関係に関し得られている情報が品種の区別性を判定するには十分でないことから、UPOV同盟においては実際の審査には使われないこととされている。諸外国において実際に審査に用いられている例もない。

④栽培試験(一部)の民間業務委託の状況、業務委託の内容について教示願いたい。

●平成17年度に民間でも栽培試験が可能な品種について公募を実施した結果、27品種について4機関から応募があり、18年度から業務委託を行っている。4機関の内訳は、大学1、農業専門学校1、地方公共団体2である。

業務内容は、出願品種と種苗管理センターが選定した対照品種及び標準品種を、審査基準に基づいて栽培し特性を調査し、定められた方式に基づいてデータ及び報告書を取りまとめ、種苗管理センターに提出することである。

⑤品種の審査基準と登録業務を切り離した場合、具体的にどのような支障が生じるか教示願いたい。

●審査は基準を用いてマニュアル的になされるものではなく、出願内容や栽培した結果のデータを検討しながら国として排他的独占権を付与すべきか否か高度な判断を行っており、単に基準を運用すれば足りるものではない。

●さらに、国際条約(UPOV条約)上、審査登録業務は国自身が担うこととされている。このため、同業務を国以外の者が行うこととした場合、国際条約違反となるおそれがある。

規制改革・民間開放推進会議 官業民間開放WG ヒアリング調査票

〔所管省庁名：農林水産省〕

【事務・事業名】

品種登録、原原種生産

●他方、審査基準については、品種登録は、世界における既存品種との区別性が要件とされており、審査基準、審査方法、区別性・均一性・安定性等の判定基準を国際的に調和させ、審査当局間でデータの相互利用等の国際協力を積極的に行う必要があるところ、国以外の者が登録基準の設定主体となった場合、このような国際協力を円滑に行うことが難しくなる。
●以上のことから、審査基準の設定及び登録業務は一体的になされるべきものである。

⑥諸外国では品種登録はどの主体が行っているのかについて教示願いたい。また、諸外国の品種登録において、民間への業務のアウトソーシングが行われていないかについて教示願いたい。

●諸外国の品種登録の主体の例は別紙2のとおり。品種登録は国の機関により実施されており、品種登録業務の一部について民間へアウトソーシングしている事例はない。

○原原種生産

⑦ジャガイモのジャガイモ原原種生産にかかわる同センターの国税投入は約11億円、収入約1億4000万円という大幅な支出超過を解消するために、民間委託または民営化以外の方法があるかご教示願いたい。

●ばれいしょは我が国の畑作振興上きわめて重要な基幹作物であるが、栄養繁殖性で増殖率が低いことから、種いもは3段階増殖(原原種—原種—採種—一般栽培)により供給されている。さらにウイルス等の病虫害が種苗により伝染して大きな被害をもたらしやすいという特徴があることから、植物防疫法に基づく唯一の国内検疫植物で、輸入検疫により海外からの輸入も禁止されている。種苗経由で病虫害が産地にまん延すると、ばれいしょ生産がストップするおそれがあるため、畑作振興と食料の安定供給を図るためには、おおもとなる健全無病な原原種を確実に生産し、冷害時も含めた需給調整・リスク分散を行いつつ、確実に安定供給する必要がある。

●このため、原原種生産には、(i)原原種に至るまでの無病化から器内増殖、ガラス室、網室、基本ほまでの増殖、(ii)各段階での無病性を確認するための厳格な品質管理、(iii)隔離ほ場における病虫害侵入防止や輪作ほ場の管理などに大きなコストがかかっているところである。

●一方で、ばれいしょの原原種価格は、毎年、配布要綱に基づき、センター理事長が生産局長と協議して決めることとしているが、種いも生産農家の再生産が可能な価格であるかどうかなど、農業生産に与える影響度合いを考慮し、原種価格等種いもの流通価格を参考に決めているところである。また、価格を高くした場合には、種いも更新率が低下し、安全性の担保されない種いもが使用され生産性が低下するおそれがある。このため、コストに見合う収入を得る状況にはないが、中期目標・中期計画に沿って新増殖体系の導入や組織のスリム化を図ることにより原原種生産コストの一層の低減に努めているところである。

●仮に民間で実施したとしても、同規模で同品質の原原種を作ろうとすれば、無病性の確保や増殖に同様のコストがかかるものと考える。

●欧米各国でも国や州による同様の体制を整備している。

⑧⑦の国税投入により、ジャガイモ種子流通の根幹であるジャガイモ原原種の価格形成およびコスト削減に市場の競争原理が働かない構造(コストが一定として、販売価格を現在の10倍にして損益分岐点に達するレベル)を解消するために、民間委託または民営化以外の方法があるかご教示願いたい。

●ばれいしょ原原種生産のように、公共上の見地から確実に実施することが必要な事業であって、民間の主体に委ねた場合に必ずしも実施されないおそれがあるもの等を効率的かつ効果的に行わせることを目的として独立行政法人制度が設けられているところであり、中期目標・中期計画の策定、業務実績及び財務諸表の外部評価等を踏まえて業務の効率化、質の向上を図っているところである。

規制改革・民間開放推進会議 官業民間開放WG ヒアリング調査票

〔所管省庁名：農林水産省〕

【事務・事業名】	品種登録、原原種生産
	<p>⑨販売されるジャガイモのジャガイモ原原種の品質や規格検査の結果がユーザーに公開されておらず、そもそも品質差の存在も認めていない(検査自体も公的な第三者検査を免除された自主検査となっている合格・不合格という植物防疫法に基づく農水省告示493号の基準しか存在しない) 結果、品質差によるユーザーの商品選択および価格形成が働かない構造を解消するために、民間委託または民営化以外の方法があるかご教示願いたい。</p> <p>●ばれいしょは、種いもを介した病害虫の被害を受けやすく、また、我が国は病害虫が発生しやすい環境にあることから、植物防疫法に基づく検査に合格した種いもしか流通できないこととされている。</p> <p>●センターは、種いもの3段階増殖体制の頂点に立つものであることから、植物防疫法に基づき農林水産省告示493号で定められている基準より厳しい検査要領及び標準検査手順書を定めて検査を実施し、これをクリアしたもののみを原原種として配布しており、これ以下のものをクラス分けして流通させることについては、優良種苗の流通の観点から適当でないと考える。</p> <p>●また、原原種にのみ現在の基準以上の品質区分を設定したとしても、原種、採種の増殖段階を経ることから、必ずしも最終的な農業生産者の段階での収量向上等には繋がらないと考えている。</p> <p>⑩一般栽培→採種→原種→ジャガイモ原原種の確定受注による計画生産体系が制度化されており、民間企業と違い顧客や市場の需要予測にもとづいた生産を行なう責任が課されていない。結果、最終ユーザーは、3年後の需要予測にもとづいた確定発注をしなければならず、マーケット変化への対応をユーザーにのみ押し付けている構造を解消するために、民間委託または民営化以外の方法があるかご教示願いたい。</p> <p>●ばれいしょは増殖率が低いため、多段階増殖を行う必要があるが、病害虫の感染リスクや効率性の観点から3段階が適しており、民間で実施したとしても、原原種については同様に3年後の需要予測に基づいて生産せざるを得ないと考える。</p> <p>●センターにおいては、需要に即して効率的な原原種の供給ができるよう、知事がまとめた生産者団体等の要望を踏まえ生産計画を策定しており、台風や冷害などの気象変動による不作や万一の病害虫の発生時等も含め、道県からの需要に即した原原種を確実に配布できるようにしているところである。</p>

※別紙においてご説明される場合は「別紙参照」とご記入ください。